

被災者と被災地に直接役立つ復興予算への転換を求める意見書

2011年度からの5年間で、少なくとも19兆円にのぼる東日本大震災の復興予算の流用が大問題になっている。

「全国防災対策費」、「その他の東日本大震災関連経費」とされながら、防災対策や東日本大震災に関係のない公共事業や大企業の立地支援に予算が流用されているためである。

被災地では、多くの自治体庁舎の改修が手つかずの状態であるのに、復興予算を流用して、東京・霞が関の中央官庁の耐震化改修が行われた。

また、捕鯨拠点の宮城県石巻市の復興に役立つとあって、南極での反捕鯨団体シーシェパード対策に流用したことは極めて悪質な便乗である。

さらに、復興予算を使って企業の設備投資を補助する「国内立地推進事業費補助金」の約8割が大企業に交付される一方で、被災した中小企業の再建支援を目的とした、いわゆる「グループ補助金」に関して、申請を予定していた道内の6グループが、「道内は甚大な被害が出ていない」との判断で、被災したにもかかわらず、申請直前に対象外にされるなど、本当に支援を必要とする被災企業に復興予算が使われない事態まで起きている。

復興予算の流用の根源は、政府が昨年7月に決定した「東日本大震災からの復興の基本方針」において、「復興」を看板に掲げれば、あらゆる分野に復興予算を使えるとした仕組みにある。

よって、政府においては、復興基本方針を見直して、国民不在の進め方を反省し、被災者と被災地に直接役立つ復興予算へ転換するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年（2012年）12月13日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、復興大臣

（提出者）全議員